

(表)
不利益処分の処分基準 個票

		部課等名 保健所衛生課	番号 6 6
不利益処分の内容		ふぐ営業の認証の取り消し又は業務の停止	
根拠法令及び条項		神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第 2 1 条第 1 項	
処 分 基 準	関 係 条 項	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第 1 0 条から第 1 4 条まで	
	基 準 (未設定の場合は その理由)	食品衛生関係行政処分等取扱要領	
	参 考 事 項		
	設定等年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日設定 (令和 6 年 1 0 月 1 日最終変更)	